



2009年12月11日 第2010-06号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp



雇用調整助成金の要件緩和

中小企業以外の企業を対象とした雇用調整助成金の生産量等要件が12月14日より以下の通り緩和されます。中小企業は一足早く、12月2日から生産量等要件が緩和されていました。これによりすべての企業の実産量等要件が緩和されました。

次のいずれかの生産量等要件を満たす事業主(中小企業以外)が対象になりました。

(が要件緩和になった部分です)

売上高または生産量の最近3ヵ月間の月平均値がその直前3ヵ月または前年同期比に比べ5%減少していること(現行)

売上高または生産量の直近3ヵ月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること(ただし、対象期間の初日が平成21年12月14日から平成22年12月13日までの間にあるものに限る)

対象期間 = 事業主が初回の計画届を提出した際に自ら指定する助成対象となる期間(1年間)をいい、生産量等の要件は対象期間ごと(1年ごと)に確認します。